

內務省警保局長從四位小松原英太郎君題辭
地方裁判所判事部長從六位石卷清澄君序文
裁判所書記竹村鐵太郎君編輯

訴願提要

發行所

細謹舍

特45
844

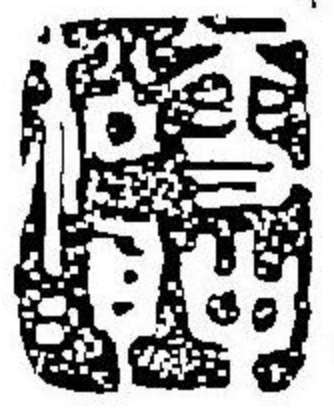
集

疾

夫

明治廿五年暮日

小松原義方公



水乃乃〜舟を借る

山崎宮守人車馬を用品

人の御義を保たし

此の世に〜

事業家の諸君の御用にあつて

あつてこそ 諸君の御用にあつて 我友竹村

君の御用者の御用にあつて 君の御用にあつて

と 編成するに 御用にあつて 御用にあつて

しと 御用者の御用にあつて 御用にあつて

蓋し 御用にあつて 御用にあつて

御用にあつて 御用にあつて 御用にあつて

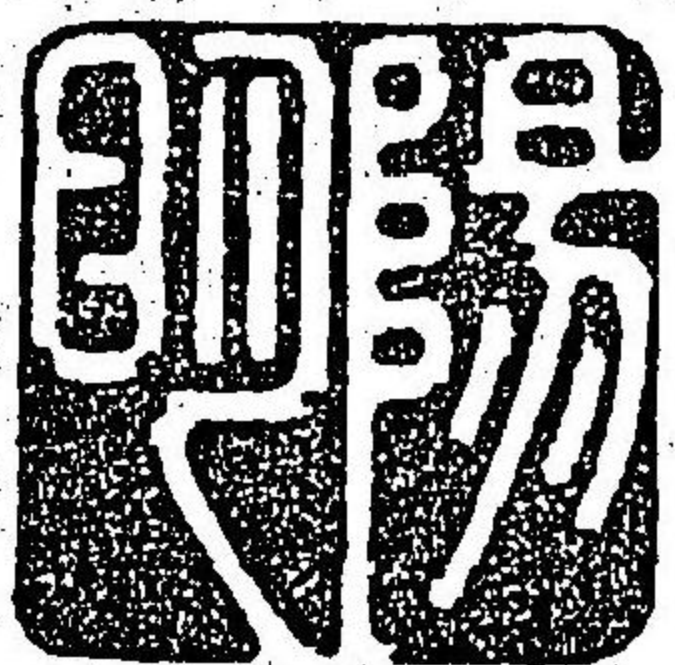
御用にあつて 御用にあつて 御用にあつて

すき堂の民法裁判の子

あつしや

壬辰三月

判事從六位勲六等石菴法庵



緒言

企て業ならざる時は寧ろ企てざるに如
今總て多事かりと雖も其重なる者は權利消長
財産保護の訴訟提起頗る多し其提起するや豫
め權利を有するや否法典の種目多くして一朝
提起に困むものるの數を知らざ爰に親友細謹
舎主長太郎北村君行政訴訟をかし得へき條項
の編纂を予に致す予素より其識能に乏しく且
閑暇なし然れども適々予行政訴訟の必要を感
し類編したるものあり補脩して以て君を不満

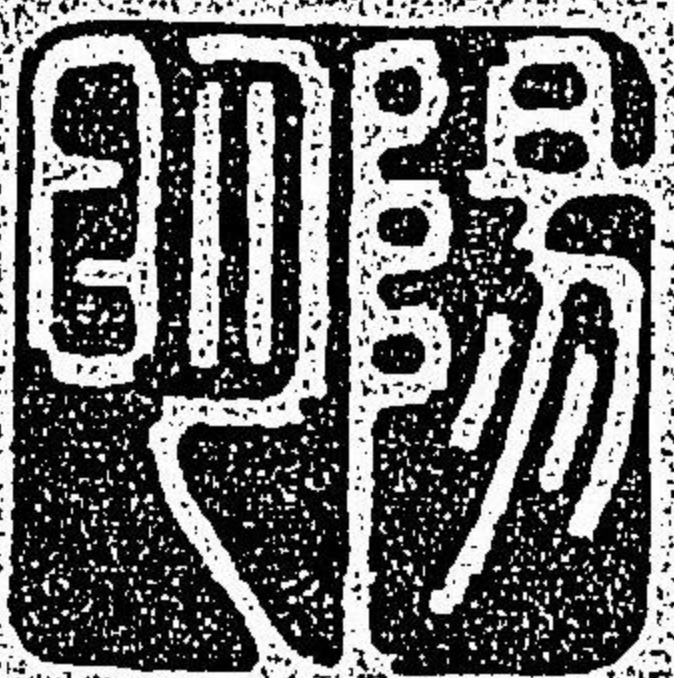


すまふ書目法裁判の手

あざあや

壬辰三月

判事從六位勳六等石倉法隆



緒言

企て業ならざる時は寧ろ企てざるに如
今總て多事かりと雖も其重なる者は權利
財産保護の訴訟提起頗る多し其提起するや豫
め權利を有するや否法典の種目多くして一朝
提起に困むものゝの數を知らざ爰に親友細謹
舎主長太郎北村君行政訴訟をかし得へき條項
の編纂を予に致す予素より其識能に乏しく且
閑暇なし然れども適々予行政訴訟の必要を感
し類編したるものあり補脩して以て君を不満



の間に歸す

明治二十五年四月

編者誌

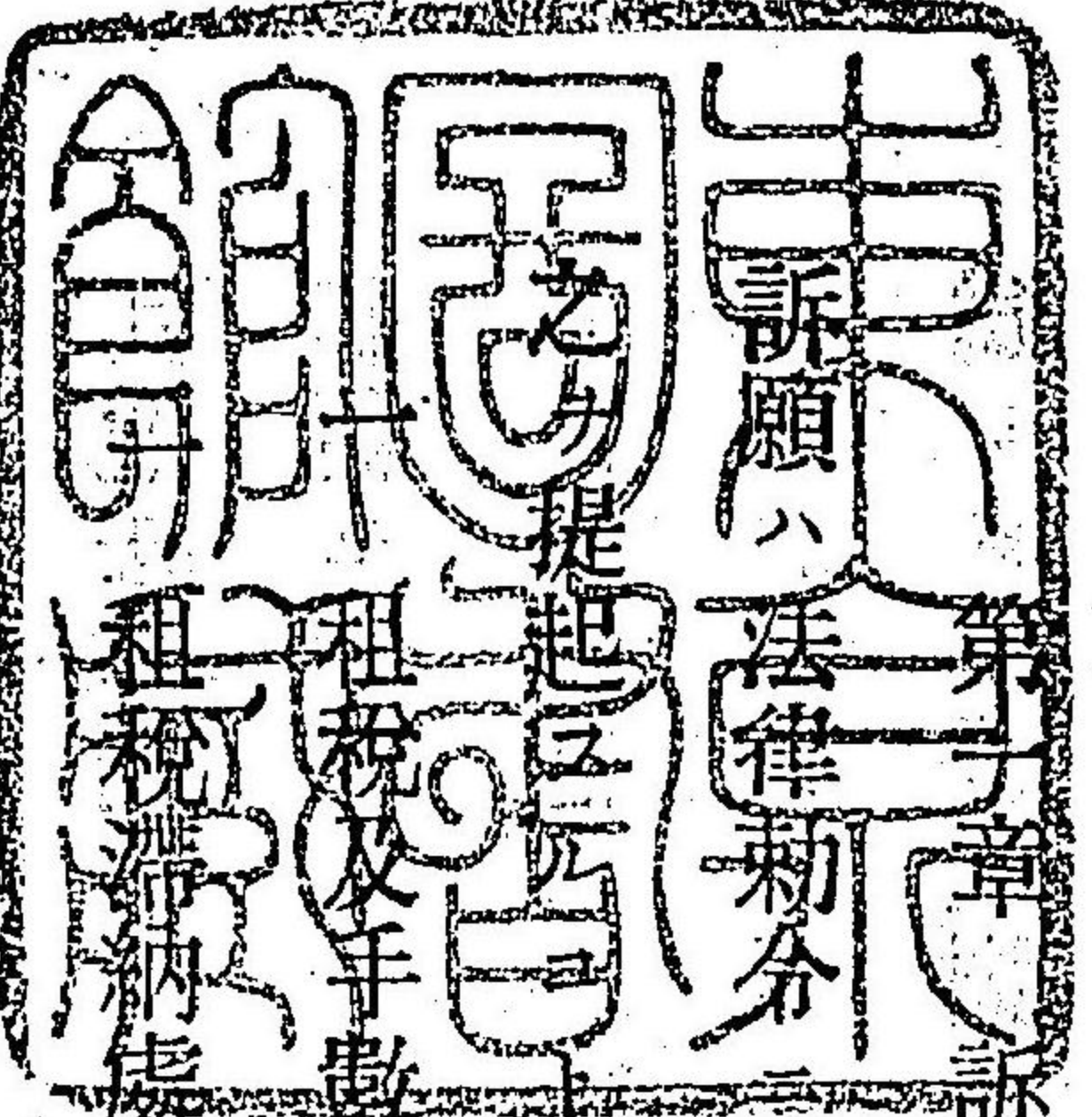
訴願提要目次

第一章	訴願法	一丁
第二章	府縣制中訴願シ得ル抄項	九丁
第三章	郡制中訴願シ得ル抄項	十三丁
第四章	市制中訴願抄項	十六丁
第五章	町村制中訴願抄項	二十八丁
第六章	違法處分ニ關シ行政裁判ヲ仰キ得ヘキ抄項	四十二丁
第七章	行政訴訟豫納金手續	四十三丁
第八章	土地收用法訴願抄項	四十三丁
第九章	國稅徵收法中訴願抄項	四十九丁
第十章	府縣稅徵收法中訴願抄項	五十丁

第十一章	陸地測量標條例中出訴抄項	五十丁
第十二章	水利組合條例中訴願抄項	五十二丁
第十三章	日本坑法中訴訟抄項	五十七丁
第十四章	鑛業條例中訴願抄項	五十九丁
第十五章	衆議院議員撰舉法中訴願抄項	六十五丁
第十六章	衆議院議員撰舉法施行規則中訴願抄項	七十二丁
第十七章	議院法中請願抄項	七十二丁
第十八章	恩給扶助料ノ權利獲得上申請抄項	七十四丁
第十九章	戰死者ノ軍人軍屬ノ遺父母及祖父母ニ關スル扶助請求抄項	七十五丁

訴願提要

竹村 鍊太郎 編纂



第一章	訴願法 (法律第五百五号 明治廿三年十月九日)	別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ掲クル事件ニ付
之ヲ提起スルモノ	ナ得	
租稅及手数料ノ賦課ニ關スル事件		
租稅滯納處分ニ關スル事件		
營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件		
水利及土木ニ關スル事件		

五 土地ノ官民有區分ニ關スル事件

六 地方警察ニ關スル事件

其他法律勅令ニ於テ特ニ訴願ヲ許シタル事件(第一條)

訴願セントスル者ハ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シ直接上級行政廳

ニ之ヲ提起スヘシ

訴願ノ裁決ヲ受ケタル後更ニ上級行政廳ニ訴願スルトキハ其裁決ヲ

爲シタル行政廳ヲ經由スヘシ

國ノ行政ニ付此法律ニ依リ郡參事會又ハ市參事會ノ處分若クハ裁決

ニ對シテ訴願セントスル者ハ其處分若クハ裁決ヲ爲シタル郡參事會

又ハ市參事會ヲ經由シテ府縣參事會ニ之ヲ提起スヘシ(第二條)

(解) 總テ訴願セント欲セルモノハ一号乃至六号ノ事項ニ關スルモノハ素ヨリ其他訴

願ヲ許シタル條項ニ從ヒ以下數條ニ定メタル手續ニ依リ之ヲ爲ス可シ而シテ他

ノ法律勅令ニ依リ期間ヲ定メタルモノハ其期間ニ從フヘシ

各省大臣ノ處分ニ對シ訴願セントスル者ハ其省ニ之ヲ提起スヘシ

第三條

裁判所ノ裁判各省ノ裁決及第二條第三項府縣參事會ノ裁決ヲ經タル

モノハ其事件ニ付更ニ訴願スルコトヲ得ス(第四條)

訴願ハ文書ヲ以テ之ヲ提起スヘシ

訴願書ノ侮辱誹毀ニ涉ルモノハ之ヲ受理セス(第五條)

訴願書ハ其不服ノ要點理由要求及訴願人ノ身分職業住所年齡ヲ記載

シ之ニ署名捺印スヘシ

訴願書ニハ證據書類ヲ添ヘ竝下級行政廳ノ裁決ヲ經タルモノハ其裁決書ヲ添フヘシ(第六條)

(解) 訴願書ノ文字ハ注意シテ侮辱誹毀等ニ涉ラサルヲ要ス然ラサレハ充分權利ヲ有

スルモ遂ニ却下ノ不幸ニ遭遇畫餅ニ屬スレハナリ

多數ノ人員共同シテ訴願セントスルトキハ其訴願書ニ各訴願人ノ身分職業住所年齢ヲ記載シ署名捺印シ其中ヨリ三名以下ノ總代人ヲ選ヒ之ニ委任シ總代委任ノ正當ナルコトヲ証明スヘシ

法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其名ヲ以テ訴願ヲ提起スルコトヲ得(第七條)

行政處分ヲ受ケタル後六十日ヲ經過シタルトキハ其處分ニ對シ訴願スルコトヲ得ス

行政廳ノ裁決ヲ經タル訴願ニシテ其裁決ヲ受ケタル後三十日ヲ經過シタルモノハ更ニ上級行政廳ニ訴願スルコトヲ得ス

行政廳ニ於テ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ期限經過ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得(第八條)

(解) 本條六十日又ハ三十日トアル期間ヲ起算スルニハ其言渡アリタル日ノ翌日ヨリ

起算シ最終ノ日祭日及日曜日等ノ休暇日ニ當ルトキハ算入スヘキモノニアラス

法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサルモノナルカ又ハ適法ノ手續ニ違背スルモノナルトキハ之ヲ却下ス

其訴願書ノ方式ヲ缺クニ止マルモノハ期限ヲ指定シテ還付スヘシ（第九條）

訴願書ハ郵便ヲ以テ之ヲ差出スコトヲ得

郵便遞送ノ日數ハ第八條ノ訴願期限内ニ之ヲ算入セス（第十條）

第二條第一項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ

受取リタル日ヨリ十日以内ニ辯明書及必要文書ヲ添へ上級行政廳ニ

之ヲ發送スヘシ

第二條第二項ノ場合ニ於テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ

受取リタル日ヨリ三日以内ニ上級行政廳ニ之ヲ發送スヘシ

第二條第三項ノ場合ニ於テ訴願書ヲ發送スルトキ亦前二項ノ例ニ依

ルヘシ（第十一條）

訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外行政處分ノ執行ヲ停止セズ但行政廳ハ其職權ニ依リ又ハ訴願人ノ願ニ依リ必要ナリト認ムルキハ其執行ヲ停止スルコトヲ得（第十二條）

訴願ハ口頭審問ヲ爲サズ其文書ニ就キ之ヲ裁決ス但行政廳ニ於テ必要ナリト認ムルキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ得（第十三條）

（解）書面的ノ審理ニシテ口頭審理ニ非サレハ自己ノ主張セントスル主旨ハ遺漏ナク

明瞭ニ記載スヘキナリ

訴願ノ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其理由ヲ付スヘシ訴願ヲ却下スルトキ亦同シ（第十四條）

訴願ノ裁決又ハ其處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シテ之ヲ訴願人ニ交付スヘシ訴願書ヲ却下スルトキ亦同シ(第十五條)

上級行政廳ニ於テ爲シタル裁決ハ下級行政廳ヲ羈束ス(第十六條)

訴願ノ手續ニ關シ他ノ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノハ各其規程ニ依ル(第十七條)

附則

明治十五年(十二月)第五十八號布告請願規則ハ此法律施行ノ日ヨリ廢止ス(第十八條)

此法律施行ノ前請願規則ニ依リ受理シタル請願ハ仍其規則ニ依リ之ヲ處分ス

請願規則ニ依リ下級行政廳ノ指令ヲ受ケタル者訴願スルヲ得ヘキ場合ニ於テ更ニ訴願セントスルトキハ此法律ニ從ヒ其上級行政廳ニ之ヲ提起スヘシ(第十九條)

第八條訴願期限ハ此法律施行ノ前行政處分ヲ受ケ又ハ請願規則ニ依リ指令ヲ受ケタル事件ニシテ其處分又ハ指令ヲ受ケタル日ヨリ滿五年ヲ經過セサルモノニ對シテハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス(第二十條)

行政廳ニ呈出スル請願ハ此法律ニ依ルノ限ニ非ラス(第二十一條)

第二章 府縣制中訴願シ得ル抄頃

(法律第卅五号 明治廿三年五月十七日)

選舉人選舉ノ効力ニ關シテ訴願セントスルトキハ選舉ノ日ヨリ十四

日以内ニ之ヲ府縣知事ニ申立ルコトヲ得(第十一條)

府縣會議員被選權ノ有無及選舉ノ効力ハ府縣參事會之ヲ裁決ス府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第十四條)

府縣稅ノ賦課ニ對シ錯誤アルコトヲ發見シタル者ハ徵稅傳令書ノ交付後三箇月以内ニ之ヲ其傳令書ヲ發シタル廳ニ申立ルコトヲ得但申立ノ爲其納稅ヲ拒ムコトヲ得ス(第六十八條)

(解) 錯誤申請ニハ(錯誤ノ確乎タルヲ証スルコト) (傳令書ノ交付ヨリ三ヶ月以内ナルコト) 此ニ條件ニ注意シテ傳令書ヲ發シタル廳ニ申立ルコトヲ要ス

前條ノ申立ヲ爲シタル後二十一日以内ニ其更正ヲ得サルキ又ハ其更

正ヲ得ルモ之ニ不服ナルトキハ十四日以内ニ郡參事會ニ訴願シ郡參事會ノ裁決ニ不服ナルトキハ其裁決書ヲ交付シ又ハ之ヲ告知シタル日ヨリ十四日以内ニ府縣參事會ニ訴願シ府縣參事會ノ裁決ニ不服ナルトキハ行政裁判所ニ出願スルコトヲ得但市ニ在テハ府縣參事會ニ訴願シ府縣參事會ノ裁決ニ不服ナルトキハ行政裁判所ニ出願スルコトヲ得(第六十九條)

府縣ノ行政ニ關スル訴願ハ其事件ノ處分若クハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ三十一日以内ニ其理由ヲ具シテ內務大臣ニ提出スヘシ此法律ニ指定スル場合ニ於テ府縣知事ノ處分又ハ府縣參事會ノ裁決ニ不服アリテ行政裁判所ニ出訴セントスル者ハ裁決ヲ受ケタル日ヨ

リ二十一日以内ニ出訴スヘシ

行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス(第八十二條)

(解) 本條疑議ナシト雖モ末項ノ裏面ヨリ釋明ヲ下セハ即チ内務大臣ニ訴願スルトキ

ハ行政裁判所ニ出訴スルヲ許サ、ル所謂一路ヲ取リタルモノハ他路ヲ需ム可カ

ラサル原則ノ效果ヲ示シタルモノナリ

府縣會又ハ府縣參事會ノ議決公益ヲ害スト認ムルキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ議決ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議セシメ猶其議決ヲ改メサルキハ直ニ内務大臣ニ具狀シテ指揮ヲ請フヘシ府縣會又ハ府縣參事會ノ議決其權限ヲ超エ又ハ法律命令ニ背クト認ムルトキハ府縣知事ハ

其議決ヲ取消スヘシ此場合ニ於テ府縣知事ノ處分ニ不服ナルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第八十四條)

(解) 第二項ニ於テ知事カ法律命令ニ背キ越權ノ處分ヲ爲シタル時ハ此不當處分ニ甘

諾スルナク進テ行政裁判所ニ出訴スルヲ許シタリ

第三章 郡制中訴願シ得ル抄項 (法律第卅六号 明治廿三年五月十七日)

郡長ハ郡會議員改撰前撰舉權アル大地主ノ名簿ヲ製シ之ニ其資格ヲ記載シ其氏名ヲ告示スヘシ

關係者ニ於テ大地主名簿ノ正否ニ關シ異議アルトキハ告示後二十一日以内ニ郡長ニ申立テ其郡長ノ裁決ニ不服ナル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其府縣參事會ノ裁決ニ不服ナル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコト

ヲ得

大地主名簿ニ登録セラレサル者ハ選舉ニ參與シ及第八條第二項ニ依リ郡會議員タルコトヲ得ス

大地主名簿ハ次ノ定期改撰前ニ行フヘキ補闕撰舉ニモ亦適用スルモ
トス但大地主ノ資格ヲ失ヒ又ハ撰舉權ノ要件ヲ失ヒタル者ハ之ヲ
削除シ其氏名ヲ告示スヘシ其處分ニ對シ異議アルトキハ本條第二項
ノ例ニ依ル

定期改撰ノ期限内新ニ撰舉權ヲ得又ハ撰舉ニ依ラスシテ郡會議員タルノ權利ヲ得タル者ハ解散ノ爲改撰スル場合ヲ除ク外期限内ニ於テ
其名簿ニ登録セサルモノトス(第十五條)

郡會議員被撰權ノ有無及撰舉ノ効力ハ郡參事會之ヲ裁決ス

郡參事會ノ裁決ニ不服ナル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其府縣參事會ノ
裁決ニ不服ナル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第十五條)
此法律中別段ノ規定アル場合ヲ除ク外郡ノ行政ニ關スル府縣知事
又ハ府縣參事會ノ處分若ハ裁決ニ不服ナル者ハ内務大臣ニ訴願スル
コトヲ得

郡ノ行政ニ關スル訴願ハ其事件ノ處分若ハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ十
四日以内ニ其理由ヲ具シテ之ヲ提出スヘシ

此法律ニ指定スル場合ニ於テ府縣知事ノ處分又ハ府縣參事會ノ裁決
ニ不服アリテ行政裁判所ニ出訴セントスル者ハ裁決ヲ受ケタル日ヨ

リ二十一日以内ニ出訴スヘシ

行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス(第七十三條)

郡會又ハ郡參事會ノ議決其權限ヲ越エ法律命令ニ背キ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ郡長ハ自己ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ議決ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議セシメ猶議決ヲ更メサルトキハ直ニ府縣知事ノ裁決ヲ請フヘシ其權限ヲ越エ又ハ法律命令ニ背クニ依テ議決ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ府縣知事ノ裁決ニ不服ナル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第七十五條)

第四章

市制中訴願抄項

(法律第一号 明治廿一年四月十一日)

市ノ境界ニ關スル爭論ハ府縣參事會之ヲ裁決ス其府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第五條)

凡市公民ハ市ノ選舉ニ參與シ市ノ名譽職ニ選舉セラレ、ノ權利アリ其名譽職ヲ擔任スルハ市公民ノ義務ナリトス(第八條)

撰舉人撰舉ノ効力ニ關シテ訴願セントスルトキハ撰舉ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ市長ニ申立ツルコトヲ得(第二十五條第一項)

市長ハ撰舉ヲ終リタ後ル之ヲ府縣知事ニ報告シ府縣知事ニ於テ撰舉ノ効力ニ關シ異議アルハ訴願ノ有無ニ拘ラス府縣參事會ニ付シテ處分ヲ行フコトヲ得

撰舉ノ定規ニ違背スルコトアルトキハ其撰舉ヲ取消シ又被撰舉人中

其資格ノ要件ヲ有セサル者アルトキハ其人ノ當撰ヲ取消シ更ニ撰舉
ヲ行ハシム可シ(第二十八條)

(解) 撰舉手續ニ違背シ又ハ賄賂及無資格者アルヲ發見シタル時等總テ其當撰ノ取

消ヲ申立ルヲ許シタリ

市住民及公民タル權利ノ有無、撰舉權及被撰舉權ノ有無、撰舉人名簿
ノ正否並其等級ノ當否、代理ヲ以テ執行スル選舉權(第十二條第二項)
及市會議員選舉ノ効力(第二十八條)ニ關スル訴願ハ市會之ヲ裁決ス
市會ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其府縣參事會ノ裁決
ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本條ノ事件ニ付テハ市長ヨリモ亦訴願及訴訟ヲ爲スコトヲ得

本條ノ訴願及訴訟ノ爲メニ其執行ヲ停止スルコトヲ得ス但判決確定
スルニ非サレハ更ニ撰舉ヲ爲スコトヲ得ス(第二十五條)

名譽職參事會員ノ撰舉ニ付テハ市參事會自ラ其効力ノ有無ヲ議決ス
當選者中其資格ノ要件ヲ有セサル者アルコトヲ發見シ又ハ就職後其
要件ヲ失フ者アルルハ其人ノ當選ハ効力ヲ失フモノトス其要件ノ有
無ハ市參事會之ヲ議決ス其議決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ
其ノ府縣參事會ノ議決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ
得其他ハ第三十五條末項ヲ適用ス(第五十七條)

市參事會ハ其市ヲ統轄シ其行政事務ヲ擔任ス

市參事會ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

一 市會ノ議事ヲ準備シ及其議決ヲ執行スル事若シ市會ノ議決其ノ權限ヲ越エ法律命令ニ背キ又ハ公衆ノ利益ヲ害スト認ムルトキハ市參事會ハ自己ノ意見ニ由リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ由リ理由ヲ示シテ議決ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議セシメ猶其議決ヲ更メサルトキハ府縣參事會ノ議決ヲ請フベシ其權限ヲ越エ又ハ法律命令ニ背クニ依テ議決ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ府縣參事會ノ裁判ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第六十四條)

(二乃至九項ハ略ス)

市參事會ハ議長又ハ其代理者及名譽職會員定員三分ノ一以上出席ス

ルトキハ議決ヲ爲スヲ得

其議決ハ可否ノ多數ニ依リ之ヲ定ム可否同數ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

議決ノ事件ハ之ヲ議事録ニ登記ス可シ

市參事會ノ議決其權限ヲ越エ法律命令ニ背キ又ハ公衆ノ利益ヲ害ス

ト認ムルトキハ市長ハ自己ノ意見ニ由リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ由リ

理由ヲ示シテ議決ノ執行ヲ停止シ府縣參事會ノ裁決ヲ請フ可シ其權

限ヲ越エ又ハ法律勅令ニ背クニ依テ議決ノ執行ヲ停止シタル場合ニ

於テ府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルヲ得

(第六十五條)

有給吏員ノ給料退隱料其他第七十五條ニ定ムル給與ニ關シテ異議アルトキハ關係者ノ申立ニ依リ府縣參事會之ヲ裁決ス其府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第七十八條)

市税ノ賦課及市ノ營造物市有財産并其所得ヲ使用スル權利ニ關スル訴願ハ市參事會之ヲ裁決ス但民法上ノ權利ニ係ルモノハ此限ニ在ラス

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本條ノ訴願及訴訟ノ爲メニ其處分ノ執行ヲ停止スルコトヲ得ス(第百五條)

(解) 第一項ニ財産并ニ其所得云々トアルハ仮令ハ一村ノ共有物ナルモ其實大字又ハ

一區域ノ專有ニ屬スル區會ノ評決ニ基カサルヲ得サル場合ニ事爰ニ出テサルキ

ハ訴願ス可キナリ但民事上ノ權利ハ例外タリ

此法律中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外凡市ノ行政ニ關スル府縣知事若クハ府縣參事會ノ處分若クハ裁決ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

市ノ行政ニ關スル訴願ハ處分書若クハ裁決書ヲ交付シ又ハ之ヲ告知シタル日ヨリ十四日以内ニ其理由ヲ具シテ之ヲ提出ス可シ但此法律中別ニ期限ヲ定ムルモノハ此限ニ在ラス此法律中ニ指定スル場合ニ於テ府縣知事若クハ府縣參事會ノ裁決ニ不服アリテ行政裁判所ニ出

訴セントスル者ハ裁決書ヲ交付シ又ハ之ヲ告知シタル日ヨリ二十一日以内ニ出訴ス可シ

行政裁判所ニ出訴スルコトヲ許シタル場合ニ於テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス(第一百十六條)

(解) 本條末項ハ府縣制中第八十二條ノ解ト同一ナルヲ以テ之ヲ省ク

市ニ於テ法律勅令ニ依テ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依テ命令スル所ノ支出ヲ定額豫算ニ載セス又ハ臨時之ヲ承認セス又ハ實行セサルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ其支出額ヲ定額豫算表ニ加ヘ又ハ臨時支出セシム可シ

市ニ於テ前項ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ

得(第一百十八條)

府縣知事ハ市長、助役、市參事會員、委員、區長其他市吏員ニ對シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得其懲戒處分ハ譴責及過怠金トス其過怠金ハ二十五圓以下トス追テ市吏員ノ懲戒法ヲ設クル迄ハ左ノ區別ニ從ヒ官吏懲戒例ヲ適用ス可シ

- 一 市參事會ノ懲戒處分(第六十四條第二項(第五))ニ不服アル者ハ府縣知事ニ訴願シ府縣知事ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

- 二 府縣知事ノ懲戒處分ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

三 本條第一項ニ掲載スル市吏員職務ニ違フコト再三ニ及ヒ又ハ其情狀重キ者又ハ行狀ヲ亂リ廉恥ヲ失フ者財産ヲ浪費シ其分ヲ守ラサル者又ハ職務舉ラサル者ハ懲戒裁判ヲ以テ其職ヲ解クコトヲ得其隨時解職スルヲ得ヘキ者ハ(第六十三條)懲戒裁判ヲ以テスルノ限ニ在ラス

總テ解職セラレタル者ハ自己ノ所爲ニ非スシテ職務ヲ執ルニ堪ヘサルカ爲メ解職セラレタル場合ヲ除クノ外退隱料ヲ受クルノ權ヲ失フモノトス

四 懲戒裁判ハ府縣知事其審問ヲ爲シ府縣參事會之ヲ裁決ス其裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルヲ得

市長ノ解職ニ係ル裁決ハ上奏シテ之ヲ執行ス

監督官廳ハ懲戒裁判ノ裁決前吏員ノ停職ヲ命シ並給料ヲ停止スルヲ得(第二百二十四條)

市吏員及使丁其職務ヲ盡サス又ハ權限ヲ越エタル事アルカ爲メ市ニ對シテ賠償ス可キコトアルトキハ府縣參事會之ヲ裁決ス其裁決ニ不服アル者ハ裁決書ヲ交付シ又ハ之ヲ告知シタル日ヨリ七日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但出訴ヲ爲シタルトキハ府縣參事會ハ假ニ其財産ヲ差押フルコトヲ得(第二百二十五條)

(解) 市吏員及使丁カ怠慢ニ依リ職務ヲ尽サス又ハ自己ノ職務以外ノ事ヲナシ爲メニ市ニ賠償ノ責ヲ負ハシメタル場合府縣參事會ハ此吏員ニ對シ賠償ス可キ裁決ヲ與

フヘシ此裁決不當ナルニ於テハ行政裁判所ニ出訴スヘキ路ヲ與ヘタリ

第五章 町村制中訴願抄項 (法律第一号 明治廿一年 四月十一日)

町村ノ境界ニ關スル爭論ハ郡參事會之ヲ裁決ス其數郡ニ涉リ若クハ市ノ境界ニ涉ルモノハ府縣參事會之ヲ裁決ス其郡參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第五條)

(解) 町村ノ境界爭論カ甲乙二郡ニ涉ルカ若クハ甲郡及市ノ境界ニ涉ルトキハ府縣參事會之ヲ裁決ス何ントナレハ此裁決ハ郡參事會ノ權内ナルモ甲乙管轄ヲ異ニスルヲ以テナリ

右ノ場合ニシテ不服アルトキハ直チニ府縣參事會ニ訴願ス可キナリ

凡町村公民ハ町村ノ撰舉ニ參與シ町村ノ名譽職ニ撰舉セラレ、ノ權利アリ又其名譽職ヲ擔任スルハ町村公民ノ義務ナリトス
左ノ理由アルニ非サレハ名譽職ヲ拒辭シ又ハ任期中退職スルコトヲ得ス

- 一 疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者
- 二 營業ノ爲メニ常ニ其町村ニ居ルコトヲ得サル者
- 三 年齢滿六十歳以上ノ者
- 四 官職ノ爲メニ町村ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者
- 五 四年間無給ニシテ町村吏員ノ職ニ任シ爾後四年ヲ經過セサル者及六年間町村議員ノ職ニ居リ爾後六年ヲ經過セサル者

六 其他町村會ノ議決ニ於テ正當ノ理由アリト認ムル者

前項ノ理由ナクシテ名譽職ヲ拒辭シ又ハ任期中退職シ若クハ無任期ノ職務ヲ少クモ三年間擔當セス又ハ其職務ヲ實際ニ執行セサル者ハ町村會ノ議決ヲ以テ三年以上六年以下其町村公民タルノ權ヲ停止シ且同年期間其負擔ス可キ町村費ノ八分一乃至四分一ヲ增課スルコトヲ得

前項町村會ノ議決ニ不服アル者ハ郡參事會ニ訴願シ其郡參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第八條)

撰舉人ノ撰舉ノ効力ニ關シテ訴願セントスルトキハ撰舉ノ日ヨリ七

日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得(第二十七條第一項)

町村長ハ撰舉終リタル後之ヲ郡長ニ報告シ郡長ニ於テ撰舉ノ効力ニ關シ異議アルトキハ訴願ノ有無ニ拘ラス郡參事會ニ付シテ處分ヲ行フコトヲ得

撰舉ノ規定ニ違背スルコトアルトキハ其撰舉ヲ取消シ又被撰舉人中其資格ノ要件ヲ有セサル者アルトキハ其人ノ當撰ヲ取消シ更ニ撰舉ヲ行ハシム可シ(第二十九條)

(解)市制第二十八條ノ解釋ト全一ナリ

町村住民及公民タル權利ノ有無、撰舉權及被撰舉權ノ有無、撰舉人名簿ノ正否並其等級ノ當否、代理ヲ以テ執行スル撰舉權(第十二條第二

項)及町村會議員撰舉ノ効力(第二十九條)ニ關スル訴願ハ町村會之ヲ裁決ス

前項ノ訴願中町村住民及公民タル權利ノ有無並撰舉權ノ有無ニ關スルモノハ町村會ノ設ケナキ町村ニ於テハ町村長之ヲ裁決ス

町村會若クハ町村長ノ裁決ニ不服アル者ハ郡參事會ニ訴願シ其郡參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本條ノ事件ニ付テハ町村長ヨリモ亦訟願及訴訟ヲ爲スコトヲ得本條ノ訴願及訴訟ノ爲メニ其執行ヲ停止スルコトヲ得ス但判決確定スルニ非ザンハ更ニ撰舉ヲ爲スコトヲ得ス(第二十七條)

町村長ハ其町村ヲ統轄シ其行政事務ヲ擔任ス

町村長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

- 一 町村會ノ議事ヲ準備シ及其議決ヲ執行スル事若シ町村會ノ議決其權限ヲ越エ法律命令ニ背キ又ハ公衆ノ利益ヲ害スト認めルトキハ町村長ハ自己ノ意見ニヨリ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ議決ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議セシメ猶其議決ヲ更メサルトキハ郡參事會ノ裁決ヲ請フ可シ其權限ヲ越エ又ハ法律勅令ニ背クニ依テ議決ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第六十八條)

(二乃至九項ハ略ス)

有給吏員ノ給料、退隱料其他第七十五條ニ定ムル給與ニ關シテ異議アルトキハ關係者ノ申立ニ依リ郡參事會之ヲ裁決ス其郡參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第七十八條)

此法律ニ規定セル條項ヲ除クノ外使用料、手數料(第八十九條)特別稅(第九十條第一項第二)及従前ノ町村費ニ關スル細則ハ町村條例ヲ以テ之ヲ規定ス可シ其條例ニハ科料一圓九十五錢以下ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

科料ニ處シ及之ヲ徵收スルハ町村長之ヲ掌ル其處分ニ不服アル者ハ令狀交付後十四日以内ニ司法裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第九十一條)

(解)司法裁判所トアルハ則チ區裁判所ヲ指シタルモノナリ

町村稅賦課及町村ノ營造物、町村有ノ財産并其所得ヲ使用スル權利ニ關スル訴願ハ町村長之ヲ裁決ス但民法上ノ權利ニ係ルモノハ此限ニ在ラズ

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ郡參事會ニ訴願シ其郡參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

本條ノ訴願及訴訟ノ爲メニ其處分ノ執行ヲ停止スルコトヲ得ス(第

百五條

(解) 町村税區費及町村ノ占有ニ屬スル營造物町村所有ノ財産并ニ其所得ヲ使用スル權利ニ關シ違法ノ處分アルトキハ之ヲ町村長ニ訴願スヘシ但單ニ民法上ニ係ルモノハ例外ナリ

前項ノ訴願裁決ニ不服アルトキハ順次郡參事會府縣參事會ニ訴願スヘク尙此裁決ニ服スルコト能ハサルトキハ行政裁判所ニ出訴スヘキナリ

右等ノ訴願出訴中ト雖モ其處分ハ停止セラレサルナリ

此法律中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外凡町村ノ行政ニ關スル郡長若クハ郡參事會ノ處分若クハ裁決ニ不服アル者ハ府縣知事若クハ府縣參事會ニ訴願シ其府縣知事若クハ府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

町村ノ行政ニ關スル訴願ハ處分書若クハ裁決書ヲ交付シ又ハ之ヲ告知シタル日ヨリ十四日以内ニ其理由書ヲ具シテ之ヲ提出スヘシ但此法律中別ニ期限ヲ定ムルモノハ此限ニアラス

此法律中ニ指定スル場合ニ於テ府縣知事若クハ府縣參事會ノ裁決ニ不服アリテ行政裁判所ニ出訴セントスルモノハ裁決書ヲ交付シ又ハ之ヲ告知シタル日ヨリ二十一日以内ニ出訴スヘシ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ許シタル場合ニ於テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス
 訴願及訴訟ヲ提出スルトキハ處分又ハ裁決ノ執行ヲ停止ス但此法律中別ニ規定アリ又ハ當該官廳ノ意見ニ依リ其停止ノ爲メニ町村ノ公益ニ害アリト爲ストキハ此限ニ在ラズ(第百二十條)

町村又ハ其組合ニ於テ法律勅令ニ依テ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依テ命令スル所ノ支出ヲ定額豫算ニ載セス又ハ臨時之ヲ承認セス又ハ實行セサルトキハ郡長ハ理由ヲ示シテ其支出額ヲ定額豫算表ニ加ヘ又ハ臨時支出セシムヘシ

町村又ハ其組合ニ於テ前項ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其府縣參事會ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第二百二十二條)

府縣知事郡長ハ町村長、助役、委員、區長其他町村吏員ニ對シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得其懲戒處分ハ譴責及過怠金トス郡長ノ處分ニ係ル過怠金ハ十圓以下府縣知事ノ處分ニ係ルモノハ二十五圓以下トス

追テ町村吏員ノ懲戒法ヲ設クル迄ハ左ノ區別ニ從ヒ官吏懲戒例ヲ適用ス可シ

一 町村長ノ懲戒處分(第六十八條第二項第五)ニ不服アル者ハ郡長ニ訴願シ其郡長ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣知事ニ訴願シ其府縣知事ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

二 郡長ノ懲戒處分ニ不服アル者ハ府縣知事ニ訴願シ府縣知事ノ懲戒處分及其裁決ニ不服アルモノハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

三 本條第一項ニ掲載スル町村吏員職務ニ違フコト再三ニ及ヒ又

ハ其情狀重キ者又ハ行狀ヲ亂リ廉恥ヲ失フ者、財産ヲ浪費シ其分ヲ守ラサル者又ハ職務舉ラサル者ハ懲戒裁判ヲ以テ其職ヲ解クコトヲ得其隨時解職スルニトヲ得可キ者ハ（第六十七條）懲戒裁判ヲ以テスルノ限ニ在ラズ
 總テ解職セラレタル者ハ自己ノ所爲ニ非スシテ職務ヲ執ルニ堪ヘサルガ爲メ解職セラレタル場合ヲ除クノ外退隱料ヲ受クルノ權ヲ失フモノトス

四 懲戒裁判ハ郡長其審問ヲ爲シ郡參事會之ヲ裁決ス其裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

監督官廳ハ懲戒裁判ノ裁決前吏員ノ停職ヲ命シ並給料ヲ停止スルコトヲ得（第二百二十八條）

町村吏員及使丁共職務ヲ盡サス又ハ權限ヲ越エタル事アルカ爲メ町村ニ對シテ賠償スベキコトアルトキハ郡參事會之ヲ裁決ス其裁決ニ不服アル者ハ裁決書ヲ交付シ又ハ之ヲ告知シタル日ヨリ七日以内ニ府縣參事會ニ訴願シ其府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但訴願ヲ爲シタルトキハ郡參事會ハ假ニ其財産ヲ差押フルコトヲ得（第二百二十九條）

（解）市制第二百二十五條ノ解ト全シ

第六章 違法處分ニ關シ行政裁判ヲ仰キ得ヘキ抄項

(法律第六号 明治廿三年十月九日)

法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ掲クル事件ニ付行政廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルヲ得

- 一 海關稅ヲ除ク外租稅及手數料ノ賦課ニ關スル事件
- 二 租稅滯納處分ニ關スル事件
- 三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件
- 四 水利及土木ニ關スル事件
- 五 土地ノ官民有區分ノ査定ニ關スル事件

第七章 行政訴訟豫納金手續

(告示第二号 明治二十三年十一月十九日)

行政訴訟ヲ爲ス者ハ臨時特別費ヲ除クノ外訴訟提出ノ際ニ於テ書類送達等ノ費用ニ充ツル爲メ金貳圓ヲ豫納スヘシ(第一條)

豫納ヲ爲サントスル者ハ當廳ノ保管金送付書ヲ以テ之ニ金員ヲ添ヘ大藏省預金局ニ納付スヘシ(第二條)

第一條ノ豫納金ニ於テ仍ホ不足ナルトキハ追納セシムルコトヲ豫シ追納手續モ亦前條ニ依ルヘシ(第三條)

豫納金ノ殘額アルトキハ訴訟事件終局ノ後之ヲ還付ス

第八章 土地收用法訴訟願抄項

(法律第十九号 明治廿二年七月三十日)

工事ノ仕様及收用又ハ使用スヘキ土地ノ區域確定シタルトキハ起業

者ハ其仕様書並圖面及損失補償金額見積書ヲ所有者及關係人ヘ示シ協議ヲ遂クヘシ但國防上ノ用地ニ關シテハ其區域及損失補償金額見積書ヲ示シ仕様書及圖面ヲ添フルヲ要セス若シ協議調ハサルトキハ起業者ハ各市町村別ニ左ノ事項ヲ記載シ前項ニ掲ケタル書類ト共ニ地方長官ニ差出シ土地收用審査委員會ノ裁決ヲ請フベシ但政府ノ起業ニ係ルキハ主務大臣ヨリ其書類ヲ地方長官ニ送付シ土地收用審査委員會ノ裁決ヲ求ムヘシ

一 收用又ハ使用スヘキ土地ノ番號地目並隣地ノ番號地目

二 收用又ハ使用スヘキ土地ノ反別若シ建物木石作物等アルトキ

ハ其建坪數量但土地又ハ建物ニ分割ヲ來ス場合ニ於テハ其全

部ノ反別建坪ヲ併セ記スヘシ

三 土地臺帳登記簿ニ依テ知り得ヘキ所有者及關係人ノ氏名

四 收用又ハ使用ノ時期

五 損失補償金額並其内譯但收用又ハ使用スヘキ土地ニ在ル建物

木石作物等ノ移轉ヲ請求スルトキハ其移轉料(第八條)

地方長官前條ノ書類ヲ受取リタルトキハ之ヲ市町村長ニ下付スルニシテ市町村長ハ之ヲ市役所又ハ町村役場ニ備置キ十四日間公衆ノ縦覽ニ供スル旨ヲ公告スヘシ且起業者ヲシテ特ニ所有者及關係人ニ其旨ヲ通知セシムヘシ

前項ノ公告ニハ土地收用審査委員會ヲ開クヘキ場所、期日、所有者及

關係人ヨリ意見書ヲ差出スヘキ場所ヲ記載スヘシ(第九條) 前條公告ノ日ヨリ十四日以内ニ意見書ヲ差出スヘシ若シ其期限ヲ過ルトキハ意見ヲ申立ツルコトヲ得ス(第十條)

地方長官ハ前條公告ノ日ヨリ十四日間ヲ過キタル後土地收用審査委員會ヲ開クヘシ

土地收用審査委員會ハ仕様其ノ他ノ手續ヲ審査シ所有者及關係人ヨリ差出シタル意見書ノ當否、土地收用又ハ使用ノ區域、收用又ハ使用ノ時期並補償ノ金額ヲ裁決スヘシ
補償ノ金額ヲ裁決ズルトキハ先ツ二名以上ノ鑑定人ヲ選ビ其見積書

ノ當否ヲ調査セシムヘシ(第十一條)

土地收用審査委員會ハ七日以内ニ裁決ヲ終リ地方長官ニ之ヲ報告スヘシ但其期限内ニ裁決スルコトヲ得サル事由アルトキハ地方長官ノ認可ヲ經テ其期限ヲ延スコトヲ得(第十二條)

地方長官土地收用審査委員會ノ裁決ノ報告ヲ受ケタルトキハ市町村長ヲシテ之ヲ起業者及所有者並關係人ニ達セシムヘシ(第十三條) 地方長官ヨリ裁決ノ達ヲ受ケタルトキハ起業者ハ補償金ヲ所有者及關係人ニ拂渡シ又ハ地方廳ニ預ケ置キ土地ヲ受取ルヘシ但工事仕樣ニ關スル裁決ニ服セス内務大臣ニ訴願シタル場合ハ此限ニ在ラズ(第十四條)

土地收用審査委員會ノ工事仕様ニ關スル裁決ニ服セサル者ハ裁決ノ達ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得内務大臣ノ裁決ヲ終ルマテハ起業者其工事ニ着手スルコトヲ得ス但内務大臣ノ裁決ハ之ヲ終審トス

補償金額ニ關スル裁決ニ服セサル者ハ裁決ノ達ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得此場合ニ於テハ起業者其工事ノ着手ヲ猶豫セサルコトヲ得(第十五條)

(解) 單ニ本條裁判所トアルハ民事裁判所ヲ云フ

收用又ハ使用ノ補償金額ノ決定ニ漏レタル損失ヲ發見サレタルトキハ所有者及關係人ハ其收用又ハ使用ノ日ヨリ三ケ年以内ニ其補償金

ヲ請求スルコトヲ得

若シ補償ニ付協議調ハサルトキハ土地收用審査委員會ノ裁決ヲ請フヘシ(第二十一、二十六條)

土地收用審査委員ハ府縣會常置委員ヲ以テ之ニ充テ地方長官ヲ會長トス地方長官故障アルトキハ上席高等官之ヲ代理ス

工事ノ仕様ヲ裁決スル場合ニ於テハ其工事ノ狀況ニ依リ専門技術家ヲ委員中ニ加フヘシ(第二十九條)

第九章 國稅徵收法中訴願抄項

(法律第九号 明治廿二年三月十三日)

市町村ハ避クヘカラサル變災ニ罹リ其徵收シタル税金ヲ亡失シタルトキハ府縣知事ヲ經テ其責任ノ免除ヲ大藏大臣ニ訴願スルコトヲ得

(第五條)

(解) 本條變災云々トアルハ天災ノミヲ指シタルモノニアラスシテ人ノ暴行強迫ヲ受ケ避ク可カラサル時變ニ遭遇シタル場合モ含有ス

第十章 府縣稅徵收法中訴願抄項

(法律第八十八号 明治廿三年九月三十日)

市町村ハ避クベカラサル變災ニ罹リ其徵收金ヲ亡失シタルトキハ其責任免除ヲ府縣知事ニ訴願スルコトヲ得(第二條)

(解) 前條ノ解ト同一ナルモ府縣知事ニ爲スノ差アルノミ

府縣知事ハ前條ノ訴願ヲ受ルトキハ府縣參事會ノ議決ヲ經テ責任ヲ免除スルコトヲ得(第四條)

第十一章 陸地測量標條例中出訴抄項

(法律第廿三号 明治廿三年三月廿六日)

第三條ノ敷地買上料第四條ノ宅地借地料及第六條第七條ノ補償金額ニ付所有者ト協議調ハサルトキハ市町村長ヲシテ之ヲ評定セシム市町村長ノ評定ニ服セサル者ハ其評定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一ヶ月以内ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第八條)

(同法參照)

民有地ニ標石ヲ設置スルトキハ其敷地ヲ買上クヘシ但所有者ニ於テ其土地ヲ寄附シ又ハ借地料ヲ要セス永遠賃地トナサンコトヲ望ムトキハ格別トス(第三條)
民有地ニ規標及標抗ヲ設置シタルトキハ宅地ニ在テハ相當ノ借地料ヲ給シ田畑鹽田鑛泉地ニ在テハ一年一坪ニ付金三錢其ノ他ニ在テハ同金一錢ノ割ヲ以テ借地料ヲ給ス但所有者ニ於テ其土地ヲ寄附シ又ハ借地料ヲ要セス賃地トナサンコトヲ望ムトキハ格別トス(第四條)

測量主任官測量ノ爲メ官有地第二種第三種第二項第三項第四項第四種ノ土地及民有

宅地内若クハ牆垣籬柵内ニ立入ラントスルトキハ先ツ其所轄廳又ハ所有者ニ通知ス
ヘシ但官有地第三種第一項第五項第六項第七項第八項ノ土地並宅地ニアラサル民有
地及所有者又ハ管理人ノ所在遠隔スル田畑等ノ垣柵内ニ在テハ直ニ立入ルヨトヲ得
此場合ニ於テハ主任官タルノ證票ヲ携帯スヘシ(第五條)

官有地第三種第一項ノ土地及宅地ニアラサル民有地内ニ於テ測量施行ノ爲メ障碍ト
ナル竹木ハ已ムヲ得サルモノニ限り之ヲ伐除シ又樹上ニ規標ヲ設置スルコトヲ得此
場合ニ於テハ相當ノ補償ヲナスヘシ(第六條)

測量施行ノ爲メ牆垣籬柵等又ハ植物ヲ毀損シタルトキハ相當ノ補償ヲ爲スヘシ(第
七條)

(解) 本條裁判所トアルハ通常裁判所則チ民事裁判所ヲ指シタルモノナリ

第十二章 水利組合條例中訴願抄項

(法律第四十六号 明治廿三年
六月二十日)

議員撰舉ノ効力若クハ議員ノ資格ニ關スル異議ハ組合會之ヲ議決ス

ヘシ組合會ノ議決ニ不服アル者ハ郡參事會ニ訴願スルコトヲ得其組合
ノ區域、郡市又ハ數郡ニ渉ル場合ニ於テ組合會ノ議決ニ不服アル者
及郡參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得
前項ニ依リ府縣參事會ニ訴願シ其裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ
出訴スルコトヲ得

組合ノ區域ニ府縣以上ニ渉ル場合ニ於テ府縣參事會ニ訴願スル者ア
ルトキハ其關係參事會ニ於テ協議ノ上主官ヲ定ムヘシ若シ協議調ハ
サルトキハ内務大臣ノ指揮ヲ請フ可シ(第二十三條)

管理者職務ノ概目左ノ如シ

組合會ノ議事ヲ準備シ及其議決ヲ執行スル事若シ組合會ノ議

決其權限ヲ越エ法律命令ニ背キ又ハ公益ニ害アリト認ムルトキハ理由ヲ示シテ議決ノ執行ヲ停止シ之ヲ再議セシメ猶其議決ヲ改メサルトキハ郡參事會ノ裁決ヲ請フヘシ郡參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得但權限ヲ越エ又ハ法律命令ニ背クニ依テ議決ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其組合ノ區域郡市若ハ數郡ニ涉ルトキ又ハ郡長ニ於テ管理者タルトキハ府縣參事會ノ裁決ヲ請フヘシ府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

但權限ヲ越エ又ハ法律命令ニ背クニ依テ議決ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第三十二條)

(解) 本條協議上主管ヲ定ムヘシ云々トアルハ甲乙二府縣ニ涉リタル事件ニシテ其何レカ管轄スルヤヲ定ムルニアリ倘シ其主管ノ協議纏ラサルキハ內務大臣ニ管轄ノ指定ヲ仰請ス可キナリ

此法律中別段ノ規定アルモノ、外管理者ノ處分ニ不服アル者ハ組合所在地ノ郡參事會ニ訴願シ郡參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得其組合ノ區域郡市又ハ數郡ニ涉ル場合ニ於テ管理者ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得

前條ニ依リ府縣參事會ニ訴願シ其裁決ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

組合ノ區域ニ府縣以上ニ渉ル場合ニ於テ府縣參事會ニ訴願スル者アルトキハ第二十三條第三項ノ例ニ依ル

行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ヘキ場合ニ於テハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス(第四十六條)

(解) 管理者ノ處分ニ對シ訴願セントスルモノハ訴願ノ期間ヲ遺忘ス可カラズ其期間ハ訴願法第八條ニ依リ處分ヲ受ケタル翌日ヨリ六十日ヲ限リトス尙此訴願裁決ニ對シ上級審ニ訴願セントセハ訴願法第八條第二項ノ裁決後三十日ノ期間ヲ經過スヘカラサルナリ

賦課金納付ノ義務ニ關スル訴願ハ其徵收令書ヲ交付シタル日ヨリ三ヶ月以内ニ提出スヘシ前項ノ場合ニ屬セサル事件ニ關シ訴願セントスル者ハ處分若ハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ二十一日以内ニ其理由ヲ具シテ之ヲ提出スヘシ(第四十七條)

水利組合管理者及其事務ニ服従スル者ニ對シ懲戒處分ヲ要スルトキハ町村制第百廿八條ヲ適用シ其職務ヲ盡サス又ハ權限ヲ越エタル爲組合ニ賠償スヘキコトアルハ町村制第百廿九條ヲ適用ス(第五十四條)

第十三章 日本坑法中訴訟抄項 (法律第五十五号 明治廿三年七月廿八日)

借區出願人ハ其出願地ニ於テ採掘セントスル鑛物ノ存在スルコトヲ

証明スヘシ其証明ヲ爲ス能ハサルトキハ其出願ハ無効トス
農商務大臣鑛物ノ存在ヲ認マス又ハ試堀若ハ採製ノ事業公益ヲ害ス
ト認ムルトキハ其出願ヲ許可セス

試堀若クハ採製ノ事業公益ニ害アルトキハ農商務大臣ハ既ニ與ヘタ
ル許可ヲ取消スコトヲ得

試堀人又ハ借區人前項ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴ス
ルコトヲ得但損害ノ賠償ヲ要求スルコトヲ得ス

試堀人又ハ借區人ノ得タル試堀若ハ借區ノ許可詐偽又ハ錯誤ニ由リ
タルコトヲ發見シタルトキハ農商務大臣ハ其許可ヲ取消スヘシ

若シ其許可ニ就キ利害ノ關係ヲ有スル者ニ於テ發見シタルトキハ之

ヲ農商務大臣ニ申立テ其取消ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ農商務大臣ノ指令ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出
訴スルコトヲ得

第十四章 鑛業條例中訴願抄項

(法律第八十七号 明治廿三年
九月廿五日)

鑛業人鑛業施業案又ハ其ノ改正案ヲ期限内ニ差出サルトキハ農商
務大臣ハ其採堀ノ特許ヲ取消スコトヲ得(第二十八條)(鑛業條例ハ
明治二十五年六月一日ヨリ施行セラル)

鑛業人一ケ年以上休業シ又ハ採堀ノ特許ヲ得タル日ヨリ一ケ年以内
ニ鑛業ニ着手セサルトキハ農商務大臣ハ其特許ヲ取消スコトヲ得

(第二十九條)

前二條ノ場合ニシテ其ノ自己ノ過失ニ由ラサルモノハ特特取消ノ達
ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ其ノ理由ヲ農商務大臣ニ申立テ再願
ヲ爲スコトヲ得若シ農商務大臣ニ於テ之ヲ拒ムトキハ其ノ達ヲ受ケ
タル日ヨリ三十日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第二十條)

(解) 自己ノ過失懈怠ニアラス天災等ノ爲メニ前二條ノ場合ニ立至リタルトキハ本條

ニ依リ取消ノ達ヲ受ケタル翌日ヨリ十四日以内ニ其理由ヲ具シ再願ヲ爲ラ得可ク

尙此再願不認可ニ對シテハ其達ヲ受ケタル翌日ヨリ三十日以内ニ行政裁判所ニ出

訴スルヲ得ヘキナリ

詐偽又ハ錯誤ニ由リ試堀ノ認可ヲ得タルコトヲ發見シタルトキハ所
轄鑛山監督署長ハ其認可ヲ取消スヘシ其ノ認可ニ付利害ノ關係ヲ有

スル者ニ於テ之ヲ發見シタルトキハ其ノ關係ヲ有スル者ハ認可ヲ日
ヨリ三ヶ月以内ニ試堀認可ノ取消ヲ所轄鑛山監督署長ニ訴願スルコ
トヲ得

前項所轄鑛山監督署長ノ判定ニ不服アル者ハ其ノ判定ノ日ヨリ三十
日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第二十三條)

詐偽又ハ錯誤ニ由リ採堀ノ特許ヲ得タルコトヲ發見シタルトキハ農
商務大臣ハ其ノ特許ヲ取消スヘシ若シ其ノ特許ニ付利害ノ關係ヲ有
スル者ニ於テ之ヲ發見シタルトキハ其ノ關係ヲ有スル者ハ特許ノ日
ヨリ三十日以内ニ採堀特許ノ取消ヲ農商務大臣ニ訴願スルコトヲ得
前項農商務大臣ノ裁定ニ不服アル者ハ其ノ裁定ヲ受ケタル日ヨリ三

十日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第三十四條)

第二十二條第二項及第二十三條第二項ノ場合ニ於テ理由ナクシテ承諾ヲ拒ミタルトキハ關係人又第二十五條但書ノ場合ニ於テ危險ノ虞ナクシテ承諾ヲ拒ミタルトキハ鑛業人ハ所轄鑛山監督署長ノ判定ヲ請求スルコトヲ得(第二十五條)

前條ノ判定ニ不服アル者ハ其ノ判定ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ農商務大臣ノ裁定ヲ請求スルコトヲ得(第二十六條)

特許ヲ得タル鑛區ノ位置形狀、鑛床ノ位置形狀ト相違シ鑛利ヲ損スヘキモノト認メタルトキハ所轄鑛山監督署長ハ農商務大臣ノ認可ヲ經六十日以内ノ期限ヲ定メ訂正セシムヘシ若シ訂正セサルトキハ農

商務大臣ハ既ニ與ヘタル特許ヲ取消スコトヲ得

鑛業人ハ前項特許取消ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第四十二條)

土地ノ所有者及關係人ト測量請求人又ハ鑛業人トノ間ニ於テ土地貸渡借地料、保證金、損害賠償金又ハ土地賣買代價ニ付協議調サルトキハ所轄鑛山監督署長ニ其判定ヲ請求スルコトヲ得

所轄鑛山監督署長ノ判定ニ不服アルトキハ其判定ノ達ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ土地貸渡ニ就テハ農商務大臣ニ其ノ裁定ヲ請求シ借地料、保證金、損害賠償金若ハ土地賣買代金ニ就テハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項農商務大臣ノ裁定ニ對シテハ他ニ出訴スルコトヲ得ス（第五十五條）

（解）借地料、保証金、損害賠償、土地賣買價金、ハ純粹民事事件ナルヲ以テ民事裁判所へ出訴ス可キナリ

所轄鑛山監督署長ノ判定又ハ農商務大臣ノ裁定請求ノ爲ニ要スル費用ハ民事訴訟入費ノ例ニ依リ負擔スヘキ者トス（第五十六條）

（解）明治廿三年法律第六十四号ヲ以テ民事訴訟費用法公布アリ爰ニ之ヲ略ス宜ク就テ觀ル可シ

鑛業人納稅期限内ニ鑛業稅及鑛區稅ヲ納メサルトキハ農商務大臣ハ採掘ノ特許ヲ取消スコトヲ得其ノ取消ニ不服アルトキハ其ノ達ヲ受

ケタル日ヨリ三十日以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得（第七十六條）

第十五章 衆議院議員撰舉法中訴願抄項（法律第三号 明治廿二年二月十一日）

凡テ選舉資格アル者選舉人名簿ニ於テ人名ノ脱漏又ハ誤載アルコトヲ發見シタルトキハ其ノ理由書及證憑ヲ具ヘテ縦覽期限内ニ選舉長ニ申立テ其ノ改正ヲ求ムルコトヲ得

縦覽期限ヲ經過シタル後前項ノ申立ヲ爲スモ其ノ効ナシ

（同法參照）

選舉人正當ノ事故ニ依リ選舉法第二十條ノ手續ヲ爲スコト能ハスシテ選舉人名簿ニ登載セラレサルハ其第二十三條ノ例ニ依リ脱漏ノ申立ヲ爲スコトヲ得（第十二條）

選舉長ニ於テ脱漏ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證憑ヲ審査シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ判定スヘシ若其ノ申立ヲ以テ正當ナリト判定シタルトキハ直ニ其ノ人名ヲ記載シ其ノ由ヲ當人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ(第二十四條)

選舉長ニ於テ誤載ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證憑ヲ審査シ必要ナル場合ニ於テハ申立人又ハ被告人ヲ召喚審問シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ判定スヘシ若誤載ナリト判定シタルトキハ直ニ之ヲ削除シ其ノ由ヲ被告人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ(第二十五條)

申立人又ハ被告人ニ於テ選舉長ノ判定ニ服セサルトキハ選舉長ヲ被告トシ判定ノ日ヨリ七日以内ニ始審裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第二十六條)

始審裁判所ニ於テ前條ノ訴訟ヲ受取リタルトキハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラス速ニ其ノ裁判ヲ爲スヘシ(第二十七條)

前條ニ於ケル始審裁判所ノ裁判ハ控訴スルコトヲ許サス但シ大審院ニ上告スルコトヲ得(第二十八條)

選舉人名簿ハ六月十五日ヲ以テ確定期限トシ次年ノ調製ノ日マテ之ヲ据置クヘシ但シ裁判言渡書ニ依リ改正スヘキモノハ選舉長ニ於テ其ノ言渡書ヲ受取リタル時ヨリ二十四時内ニ之ヲ改正シ其由ヲ申立

人又ハ被告人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ選舉區内ニ告示スヘシ(第二十九條)

各選舉區ニ於テ當選ヲ失ヒタル者當選人ノ當選ヲ無効トスルノ理由アリト認ムルトキハ當選人ヲ被告トシ第六十五條ニ掲ケタル當選人ノ姓名告示ノ日ヨリ三十日以内ニ控訴院ニ出訴スルコトヲ得其ノ期限ヲ經過シタル後出訴スルモ其効ナシ(第七十八條)

原告人ハ訴訟狀ト共ニ保證金トシテ金三百圓又ハ之ニ相當スル公債證書ヲ控訴院書記局ニ預置クヘシ(第七十九條)

原告人敗訴ノ場合ニ於テ裁判言渡ノ日ヨリ七日以内ニ一切ノ裁判費用ヲ完納セサルトキハ保證金ヨリ之ヲ控除シ仍足ラサルトキハ之ヲ

追徴スヘシ(第八十條)

同一ノ當選人ニ對シ二人以上ノ原告人訴訟ヲ爲シタルトキハ控訴院ハ一ノ裁判言渡書ヲ以テ各訴訟人ニ宣告スルコトヲ得(第八十一條) 審判中衆議院解散ノ命アルトキハ控訴院ハ其ノ訴訟ヲ棄却スヘシ(第八十二條)

原告人訴訟ヲ願下クルトキハ同時ニ其ノ由ヲ新聞紙又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公告スヘシ(第八十二條)

控訴院ハ當撰訴訟ヲ審判スルニ當リ本訴ニ關係スル刑法又ハ此ノ法律ノ犯罪者ニ對シ直ニ處刑ノ言渡ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ檢察官ヲシテ立會ハシムヘシ

當撰訴訟ニ關係セサル場合ニ於ケル此ノ法律ノ犯罪者ハ所轄刑事裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス(第八十四條)

控訴院ニ於テ當撰訴訟ヲ判定シタルトキハ其ノ裁判言渡書ノ謄本ヲ内務大臣ニ送付スヘシ若衆議院開會スルトキハ併セテ之ヲ議長ニ送付スヘシ(第八十五條)

當撰訴訟ニ付控訴院ノ裁判ニ對シテハ大審院ニ上告スルコトヲ得(第八十六條)

訴訟ノ目的タル當撰人ハ其ノ裁判確定ニ至ラサレバ衆議院ニ列席スルノ權ヲ失ハス(第八十七條)

當撰訴訟ニ付本章ニ規定シタルモノ、外總テ普通ノ訴訟手續ニ依ル

(第八十八條)

第十六章 衆議院議員撰舉法施行規則中訴願抄項

(勅令第三号 明治廿三年一月九日)

撰舉法第五十二條ノ撰舉長決定ニ對シ異議アル者又ハ第七十六條ノ投票所管理者ノ決定ニ對シ不服アル者ハ始審裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ撰舉法第二十六條ノ例ニ依ル(第二十九條)

(同法參照)

申立人又ハ被告人ニ於テ選舉長ノ判定ニ服セサルトキハ選舉長ヲ被告トシ判定ノ日ヨリ七日以内ニ始審裁判所ニ出訴スルコトヲ得(第二十六條)

投票効力ノ有無ニ付疑義アルトキハ選舉委員ノ異見ヲ聞キ選舉長之ヲ決定ス此ノ決定ニ對シテハ選舉會場ニ於テ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス(第五十二條)

投票ニ關ル異議ノ申立ニ付町村長ノ決定ニ對シテハ投票所ニ於テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス(第七十六條)

第十七章 議院法中請願抄項 (法律第二号 明治廿三年 二月十一日)

各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルヘシ(第六十二條)

請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムル中ハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下スヘシ(第六十三條)

請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録シ每週一回議院ニ報告スヘシ(第六十四條)

請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員二十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其請願事件ヲ會議ニ付スヘシ(第六十四條)

各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ付シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付シ事宜ニ依リ報告ヲ求ムルコトヲ得(第六十五條)

法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス(第六十六條)

各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス(第六十七條)

請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ウヘシ若請願ノ名義ニ依ラス若ハ其ノ體式ニ違フモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス(第六十八條)

請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用ヒ政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用ヅルモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス(第六十九條)

各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス(第七十條)

各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス(第七十一條)

第十八章 恩給扶助料ノ權利獲得上申請抄項

(閣令第二号 明治廿四年六月十三日)

行政上ノ處分ニ因リ恩給扶助料ニ關スル權利ヲ障害セラレタリトスル者恩給局ノ裁決ヲ請ハントスルトキハ其事項ヲ文書ニ認メ身分職業住所年齡ヲ記載シ署名捺印シ之ニ證據書類ヲ添ヘ内閣恩給局長ニ

差出スヘシ

前項ノ書籍ハ郵便ヲ以テ差出スコトヲ得(第一條)

恩給局ニ於テ前條ノ申立理由アリト認ムルトキハ其書類當該官廳ニ送付シ相當ノ期限ヲ定メ答申書ヲ添ヘテ之ヲ恩給局ニ差出サシムヘシ(第二條)

恩給局ニ於テ必要ト認ムルトキハ請求者又ハ當該官廳ノ官吏ヲ召喚シ口頭陳述ヲ爲サシムルコトヲ得(第三條)

恩給局ニ於テ裁決シタルトキハ裁決書ニ通テ作リ請求者及當該官廳ニ交付スヘシ

第十九章 戰死者ノ軍人軍屬ノ遺父母及祖父母等ニ關スル

扶助料請求抄項

(法律第四号 明治二十四年十二月廿六日)

第一條 明治七年佐賀及臺灣ノ役明治九年熊本及山口ノ役明治十年鹿兒島ノ役ニ從軍シ戰鬪若ハ公務ノ爲死歿シ又ハ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ニ原因シテ死歿シタル軍人軍屬ノ現存セル遺父母及祖父母ニハ當時ノ法規ニ依リ從軍者ノ寡婦ノ受ケタル若ハ受クベキ扶助料ヲ給ス

前項ノ戰役ニ當リ臨時軍隊ニ編入セラレタル者及戰地ニ派遣セラレタル軍人軍屬ニシテ死歿ノ原因從軍者ト同シキトキハ其ノ遺父母及祖父母ハ前項ニ依ラシム

前二項ニ掲クル父母祖父母ハ軍人軍屬及臨時軍隊ニ編入セラレタ

ル者戰死ノ時又ハ死歿ノ原因トナリタリ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル時ノ陸海軍兵籍簿中ニ在ル者ニ限ル

第二條 第一條ニ當ル父母祖父母アルモ同一戸籍内ニ於テ現ニ扶助料ヲ受クル者アルトキハ其ノ間扶助料ヲ給セス

第三條 扶助料ハ本法施行ノ日ヨリ起算シテ之ヲ給ス

第四條 扶助料ヲ受クル者ノ權利消滅停止中扶助料ノ支給竝ニ扶助料ノ轉給及支給ノ順序ハ現行軍人恩給法ノ定ムル處ニ依ル

第五條 遺父母及祖父母ニシテ廢家其ノ他ノ事故ニ因リ他家ニ入籍シタル者遅クモ本法施行後三箇年内ニ廢家再興又ハ復籍スルトキハ其ノ再興又ハ復籍ノ日ヨリ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルコトヲ得

第六條 扶助料ハ轉給ノ場合ヲ除クノ外本法施行ノ日ヨリ三箇年内

ニ請求セサルトキハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス

(解) 扶助料ハ轉給ノ場合乃チ寡婦死亡セハ權利孤兒ニ移リ孤兒死亡セハ寡婦ニ移ル

如キ場合ヲ除キタル場合ハ本法施行後三ヶ年内ニ扶助料ノ請求ヲ爲ササルトキ

ハ權利ヲ拋棄シタルモノトシ消滅スヘキナリ

第七條 本法ハ明治廿五年四月一日ヨリ施行ス

訴願提要終

明治二十五年四月二十日印刷

明治二十五年四月廿三日出版

發行者

岡山縣岡山市大字上ノ町六十一番邸
北村長太郎

編輯者

岡山縣岡山市大字岩田町百十二番邸
竹村鐵太郎

印刷者

岡山縣岡山市大字弓之町六十七番邸
加茂吉郎

發行所

岡山縣岡山市大字上ノ町六十一番邸
細謹舍

賣捌所

廣島縣福山町字大黒町五十二番邸
先進堂内
細謹舍書籍販賣所

印刷所

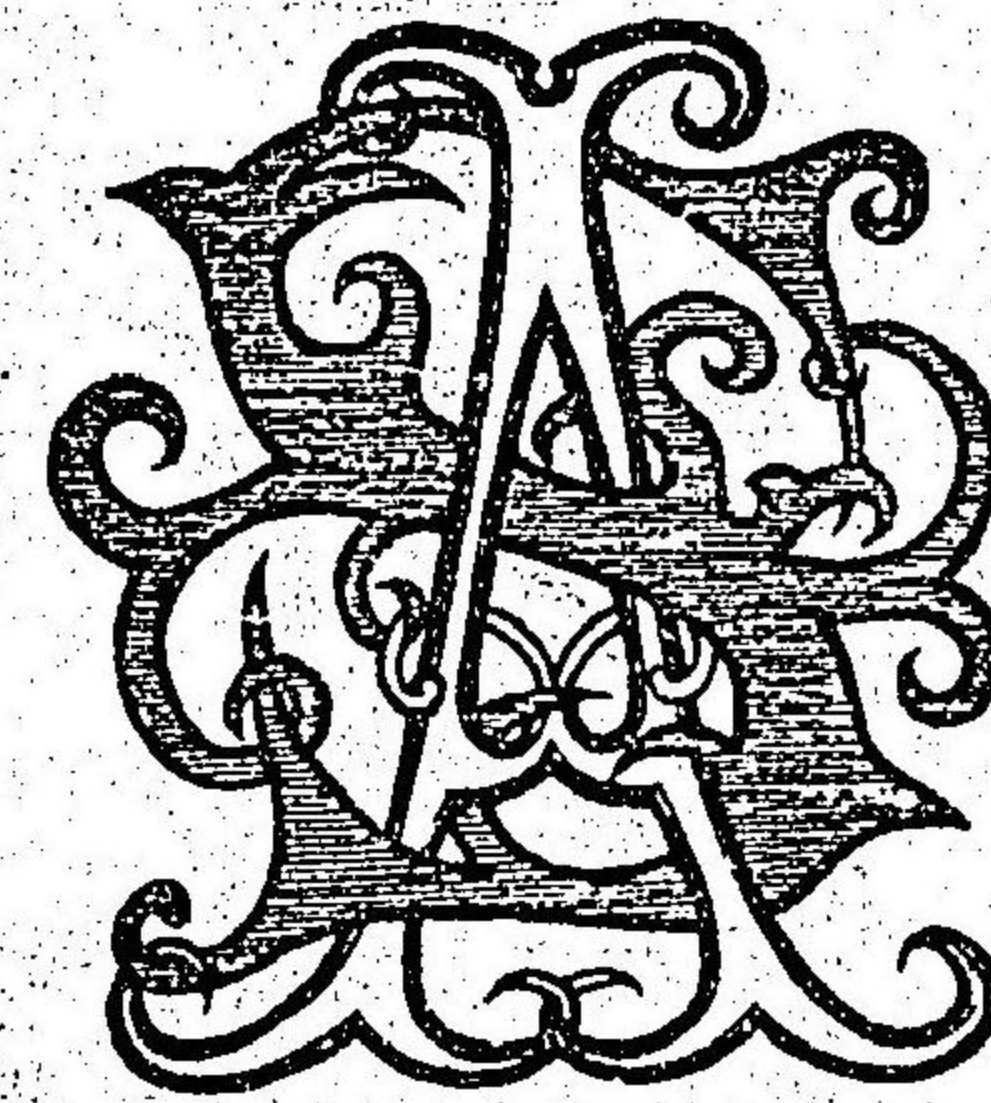
岡山縣岡山市大字東中山下十四番邸
文友館

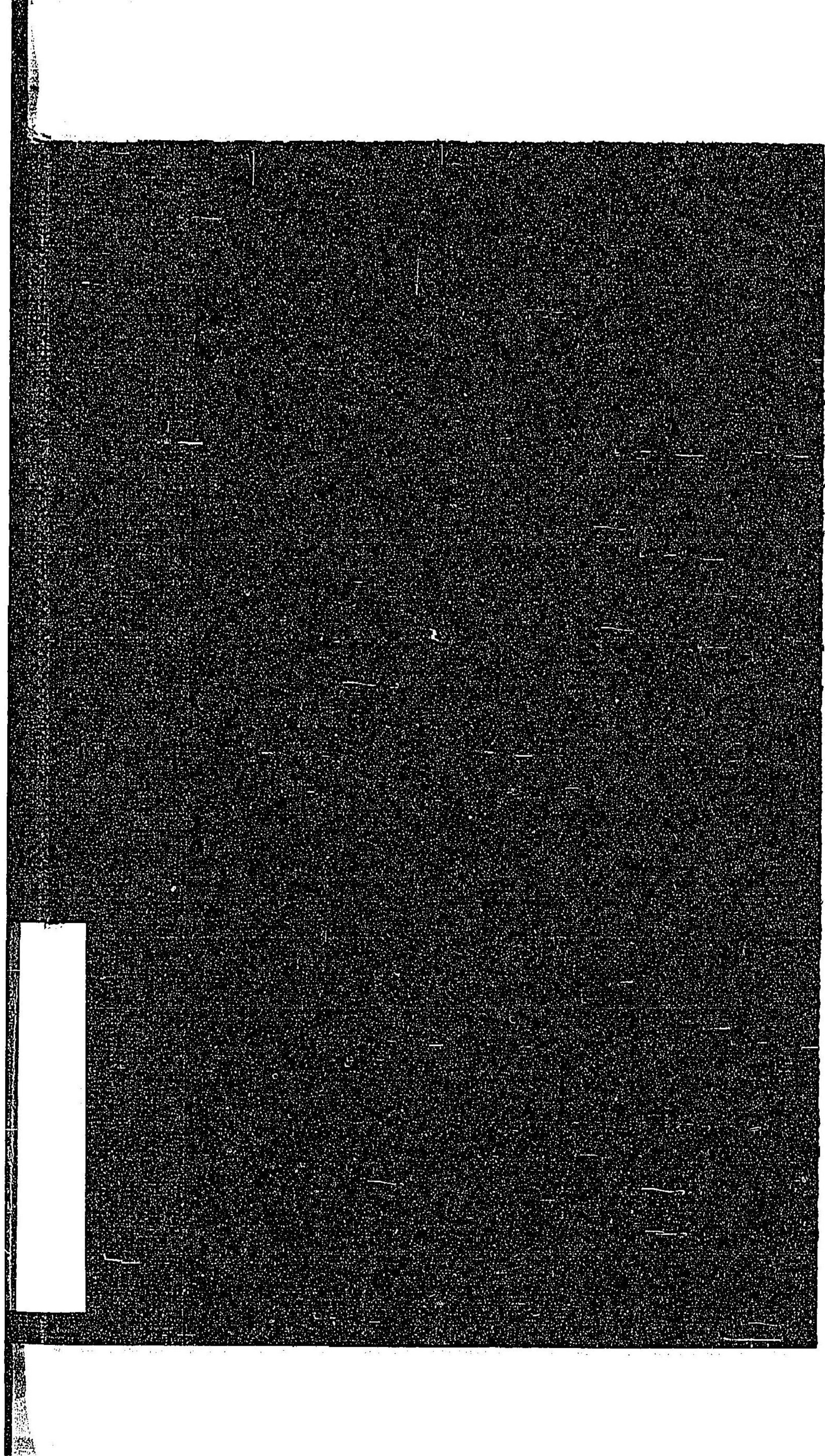


版權所有



THE
[Illegible text follows in a vertical column, appearing to be bleed-through from the reverse side of the page.]





特45

844

訴願提要

国立国会図書館

036801-000-5

特45-844

訴願提要

竹村 鉄太郎/編

M25

BBS-0239

